

# 母子家庭と子どもの貧困

－貧困の連鎖を断ち切るために－

社会福祉学部 社会福祉学科

13FF1343 加藤 阿子

# 目次

## はじめに

### 第1章 子どもの貧困

#### 第1節 貧困とは

#### 第2節 日本の子どもの6人に1人が貧困状態

#### 第3節 さまざまな要因

#### 第4節 学力の問題点と無償活動

##### 1) 進学・学習への影響

##### 2) 学校社会からの排除

### 第2章 ひとり親の現実

#### 第1節 母子世帯の定義と現状

#### 第2節 シングルマザーの就労問題

#### 第3節 就労と生活保護

### 第3章 母親に対しての生活支援

#### 第1節 シングルマザーの9つの手当金と助成金

#### 第2節 働いている母親の援助

##### 1) 就学援助

##### 2) 住居の支援

#### 第3節 人的支援

#### 第4節 その他の待遇制度

### 第4章 制度・政策の狭間を埋めるために

#### 第1節 貧困の母子に求められる支援

#### 第2節 貧困の連鎖

#### 第3節 解決策

## おわりに

## 母子家庭と子どもの貧困

－貧困の連鎖を断ち切るために－

社会福祉学部 社会福祉学科

13FF1343 加藤阿子

### はじめに

日本は先進国である。日本で暮らす人の中にはたしかに、親が自分の生活で精いっぱい子どもを育てることができずに児童養護施設で育つ子どもや生活保護を受けている世帯に育つ子もいるけれど、そのような子どもは少数の特殊なケースであり日本の子どもの多くは貧困からはほど遠いところにあると思ってきた人が多いのではないかと。私もそのひとりであり授業の一部で取り上げられた1枚の新聞記事を読み、日本の子どもの貧困の現状を目の当たりにした。子どもの貧困と親の貧困は連鎖しているといわれている。子どもの貧困は子どもが学校に通う中でも給食費の未納問題や、修学旅行費が支払うことができず修学旅行に行くことができないなど、生活をする上でハンデを抱えているのではないかと。

日本の現状の問題として経済協力開発機構（OECD）に加盟している34カ国の子どもの貧困率の中で日本は、ひとり親など大人が1人の家庭に限ると54.6%（2014年発表）で先進国のなかでも最悪の水準といわれている（2015.11.2朝日新聞）。ひとり親の中でも母子家庭の子どもの貧困が生活していく中でどのような困難な状況に陥っているのか。親から子どもへの貧困の連鎖について母子家庭に焦点をあて生活していく上で必要な支援や解決策をみつけていきたい。

## 第1章 子どもの貧困

### 第1節 貧困とは

貧困とは、生活が成り立たない、食べていけない、安心できる住居がない、働く場所がないということを使う。だが、子どもがいる家庭の貧困というのは、それに加えてさらに子どもがひとり立ちできるまで育てることができない、そういう資源がないことも意味している（赤石 2014:v）。

### 第2節 日本の子どもの6人に1人が貧困状態

子どもの貧困は周りを見渡しても気づくことは難しい。ボロボロな洋服を着ているわけではなく一目見ただけでは助けを求めているのかわからないことが多い。少子高齢社会の希望ともいえる子ども。しかし、日本の子どもの貧困率は15.7%で子どもの約6人に1人が貧困状態にあるということが今の日本の現状である（新井 2014:23）。経済的な理由で就学援助を受ける小中学生の数も156万人に上る。大人の貧困よりも子どもの貧困のほうが見えにくいといわれている。1985年から2006年にかけての全年齢の相対的貧困率は15.7%で18歳未満の子どもの相対的貧困率は14.2%である。この時、子どもの6人に1人が貧困状況にあるといえる。

2011年7月には2009年までの相対的貧困率<sup>1</sup>の数値が発表され全年齢の相対的貧困率は16.0%、18歳未満の子どもの相対的貧困率は15.7%と共に1985年から2006年にかけての相対的貧困率の調査より上昇していることがわかる。そして、子どもの貧困率は約323万人で今では日本の子どもの6人に1人が貧困状態にある（新井 2014:24）。図1は、日本の総体的貧困率の推移を示す。全年齢層の上昇のペースは緩やかだが子どもの貧困率の上昇ペースは速まっているというのを図1<sup>2</sup>から読み取ることができる。

図1 日本の相対的貧困率の推移



出展:厚生労働省,2013『国民生活基本調査』

### 第3節 さまざまな要因

親の経済的な厳しさが原因の子どもの貧困ではどんな問題があるのだろうか。子どもの貧困は親の経済力の問題だけではない。経済力の問題だけならば生活保護を受給することができれば、憲法25条の健康で文化的な生活を送ることができるのではないかと考える。生活保護を受けている家庭の子どものは様々な問題を抱えていると青砥(あおと)は述べている（新井 2014:30）。様々な問題とはいったい何か。ひとり親世帯、親の離婚、親が自殺、親がアルコール依存症や薬物などの依存症、親から虐待をうけている子どもなど環境の問題や制度のことを知らなかったり、知っていても制度を利用することにためらいがある人も多いだろう。

<sup>1</sup> 相対的貧困: 社会において当たり前と思われる生活をするのが困難となる生活水準のことをいう。当たりの生活をするには、社会の標準的な所得から一定レベルの範囲に収まった所得が必要となること。

相対的貧困: 社会において当たり前と思われる生活をするのが困難となる生活水準のことをいう。当たりの生活をするには、社会の標準的な所得から一定レベルの範囲に収まった所得が必要となること。

<sup>2</sup> 厚生労働省,2013『国民生活基本調査』

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>

#### 第4節 学力の問題点と無償活動

親の経済力と子どもの学力との間に相互関係があるといわれている。また、生活保護を受給している世帯の子どもは、生活保護を受給していない世帯の子どもに比べ低学歴である割合が高いといわれている。(新井 2014:18) 親の経済的貧困は、子どもから学習の機会やさまざまな体験活動の機会を奪うことにつながる。教育機会に恵まれなかったことで低学力・低学歴になってしまった子どもは、大きくなったときに所得の低い職業につかざるを得なくなり、更には次の世代にも貧困が連鎖してしまう危険性が高い。

経済的に厳しく子どもを塾に行かせることができない生活保護受給者の子どもは、勉強が他の子どもよりも劣ってしまう。また、授業についていけなくなり不登校になったり、高校を中退してしまう子どもも多い。そして貧困世帯の子どもは将来に向けて希望を持たず、努力を怠ってしまうことがある。このようなことがないように対策として、生活保護を受給する世帯の子どもに、宿題を教えたり学校の授業の補講を行ったりして、遅れた基礎学力を取り戻させるために NPO 団体が無料で利用できる学習支援教室を開いて子どもの塾の代わりを担っている(新井 2014:18)。このような、活動が他の地域でも行われていけば貧困の子どもでも学力を伸ばすことができるのではないか。子どもの貧困に対処することは、その子ども自身の短期・長期の便益になるだけでなく、社会全体の大きな便益となるのではないかと考える。

##### 1) 進学・学習への影響

日本では、全日制高校、定時制高校、通信制高校など様々な形で学習できる場があるけれど、通信制高校に通う子どもは、全日制・定時制と並ぶ教育課程で、一人ひとりに合ったペースで学習し卒業資格を取得することができるため、すでに働いている人や、高校を中退した人、学業不振で現在の学校では卒業が困難な人など、さまざまな人が自分の用途に合わせて通うことができる。

最近では、不登校で悩む生徒や、発達障害により通常の学習が難しい生徒などにも適した取り組みもされている。また家計を助けるために働いたり、自分が生活していくために学費を自分で払うため働きながら学んでいる人が多いのではないか。中学生や高校生の時に部活動をやっていて勉強が疎かになってしまう人も多く勉強との両立は中々難しいものだということをわかっている人も多いだろう。その場合、テスト期間は部活動を休んで勉強するあるいは、部活動を退部するという選択肢もある。しかし、貧困状態にある子どもは働きながら勉強もしないと、他の人より成績が下がってしまうし、収入がないと生活することができない人もいるだろう。こうした状況の中で子どもたちが落ち着いて勉強することは難しいのではないか、また大学にいて勉強したいと思ってもお金がなく進学できないので就職するという道しかない人もいるだろう。その結果、最終学歴は高卒になってしまい大卒の人より少し少ない給料からのスタートになる。スタートラインからの不利なのではないか。実際母子世帯では子どもの高校進学率は 93.9%<sup>3</sup>と高いが、高等学校卒

<sup>3</sup> 注意 1) 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校、高等専門学校に在籍している者の割合。

注意 2) 高等学校卒業後の進路は、母子家庭又は父子家庭の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍している者の割合。

業後の進路では大学、専修学校への進学は一般世帯や高校進学率に比べると大幅に低いこと図 2<sup>4</sup>から読み取ることができる。

図 2 ひとり親家庭の子どもの進学率

中学校卒業後の進学率	93.9% (高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)
高等学校卒業後の進学率	41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)

出典:文部科学省,2014『子どもの貧困対策に対する大綱』

## 2) 学校社会からの排除

母子家庭の母親は、ふたり親家庭に比べて子どもを育てるため、子どもと一緒に生きていく為に 1 人で稼いで生活していかななくてはならない。パートであれば週に何回か働かないと生活していく為に必要なお金を調達することができない。そんな中、学校では保護者会、授業参観、運動会など子どもが学校でどのように生活しているか、どのように頑張っているかなど親が知る機会が設けられているけれど、行事が仕事と重なってしまうことが多くそのような機会に参加できないシングルマザーは多く、子どもは寂しい思いをしてしまう。働くことは生活していく中で必要不可欠なことだが時にそれは子どもと向き合う時間、一緒に過ごす時間を減らしてしまうことにもなる。そのことによって、子どもが学校で友達にいじめられていたり、子どもの登校時間より前に仕事にいかないといけない親は子どもが遅刻して学校に行っていたり、不登校になっていることも気づかない親も多いのではないかと。

労働政策研究・研修機構の調査でも、小学校以上の子どもをもつ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている(た)世帯の割合は母子世帯の割合は 12.1%、父子世帯 5.6%、2 人親世帯 3.8%となっていた。(赤石 2014:82) 不登校になってしまったら、子どもからの SOS に気づけないし、相談機関に繋げることも難しく、進学にも影響を及ぼすのではないかと。

## 第 2 章 ひとり親の現実

### 第 1 節 母子世帯の定義と現状

母子世帯とは「父親のいない児童(満 20 歳未満であって、未婚の人)がその母親によって養育されている世帯である。現在日本に母子世帯数は推計で約 123 万 8000 世帯、父子世帯は約 22 万 3000 世帯と推計され、子どものいる世帯のうち 12%はひとり親世帯であると考えられ、子どものいる 8 世帯に 1 世帯は、ひとり親世帯であるといえる。(水無田 2014:27)

母子世帯数の推移は、1983 年には 71 万 8100 世帯であったが、2011 年には 123 万 7700

<sup>4</sup> 文部科学省,2014『子どもの貧困対策に対する大綱』

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/kodomo-hinkontaisaku/1369104.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kodomo-hinkontaisaku/1369104.htm)

世帯にまでに増加していることがわかる。母子世帯の現状として、就業率は 80.6%で正規雇用は 43.0%、非正規雇用は 57.0%である。母子家庭の生活保護受給率は 14.4%である（厚生労働省 hp:2）。平均年収は一般世帯と比べると低いことがわかる。

## 第 2 節 シングルマザーの就労問題

日本では、ひとり親の増加と働く親の所得の減少がみられる。日本の貧困世帯には、他の先進国と違う特徴があり親が働いているのに貧困に陥ってしまう世帯の割合が非常に高い（阿部 2010:129）。他の国では、働くことが貧困から抜け出す手段といわれているのに、日本では働いても貧困から抜け出すことができないのが現状である。

ひとり親世帯は子育てをしながら仕事をしないといけないので働ける時間が限られてしまう。その結果、安定した職に就くことができない。日本の母子世帯の母親は 8 割以上働いているが、母子家庭の母親自身の平均年収は 223 万円のうち就労収入の年収は平均で約 181 万円ほどであるといわれている（正規雇：270 万円、非正規雇用：125 万円）。日本の母子世帯は国際的に比較してみても、海外のひとり親家庭の就業率はアメリカ 66.4%、イギリス 52.7%、フランス 68.8%、イタリア 71.6%、オランダ 74.2%、ドイツ 64.9%、日本 85.9%、OECD 平均 66.5%（出典）OECD Family database より（2011 年の数値。日本の数値は 2007 年）であり就労率が高いことがわかる。就業上の地位では、パートやアルバイト等が 5 割を占めていて、正社員と比べて安定した収入を得ることが難しい。女性の就業率が上昇し正社員に関しては男性の 7 割程度までお金を稼ぐようになった女性だが、子どもの有無という指標で見ると大きな格差があることがわかった。

OECD のジェンダーギャップ関連報告（2012）によれば、どの OECD 諸国でも、子ども有りの女性は子どもなしの女性より、男女賃金格差が大きい（水無田 2014:33）。また、母子世帯の母親の場合、8 割以上が就業しているものの、子どもを育てながらの就労は厳しく半数は非正規就労である。母子世帯の貧困問題は、社会での雇用の環境が関係してくるものだと言える。例えば、子どもが熱をだしたときに休みをとることが難しい。休むことで子どもがいるとこれだから困る、というようなことをまわりから嫌味を言われたり、最悪の場合、明日からこなくてもいいなど解雇されることもあるのだ（赤石 2014:75）。働きたくても思うように働くことができない母子家庭の母親は多いのではないか。

## 第 3 節 就労と生活保護

日本の母子世帯の母親は 8 割以上働いているが残りの 2 割はどうしているのか。就労していない母子世帯の母親の残りの 2 割は生活保護を活用して生活している。母子世帯は生活保護を受給した方がいいのか、それとも働いたほうが良いのか。子どものためにはどうするのがよいのかといった問題を、生活保護を受給するメリット・デメリット、働く派のメリット・デメリットから考えてみる。

生活保護のメリットとして生活保護を受給することによって、働く時間を減らすことができる。深夜の方が時給などの給料が日中に比べて比較的高い。しかし、子どもを深夜に 1 人家に残して働くことは頼れる人がいない限り難しいし、頼れる人がいても毎回頼むのは気が引けるし、働きすぎてからだを壊してしまっても子どもをしっかりと育てることができず、基本生活保護+ $\alpha$ （働く）（新井 2014:35）という方法をとることからからだを壊すことも

ないし、子どもの子育て（子どものことを気に掛ける）時間も確保できる。また、保護費の支給により生活が安定させることができたり、医療費など日常生活をサポートすることができる。生活保護でサポートされるお金やお金に代わり得ることができるものは、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類あり、日常生活のあらゆる場面で、人が生まれて亡くなるまでの人生をサポートしてくれるもののようにも思える。母子家庭で生活保護を受ければ、税金や医療費の負担が生活保護でカバーされるので、子どもが小さいうちは、病院にかかる機会が多くお金がなくて病院にも通えないという不安はなくなる。

働く派では、親としての義務で仕事してその収入で子どもにおもちゃなどを買ってあげることができたり、働くことにより自分自身の新たな才能の開花や、自分の可能性など道がひらけたりする。しかし、母子家庭で働いている人の収入約 180 万円で子どもを学校に通わせるのは難しいのではないかと。ということがデメリットとして上げられる。公的支援を用いることでもっと母子家庭の母親が働ける可能性が広がると考える。

### 第3章 母親に対しての生活支援

#### 第1節 シングルマザーの9つの手当金と助成金

日本のシングルマザーは現在どれぐらいのシングルマザーがいるのだろうか。現在の日本の母子家庭数は約 124 万世帯（同居者がいる世帯を含む）である。母子家庭になった理由は離婚が約 80.8%、未婚の母が 7.8%、死別が 7.5%という内訳である。死別が大幅に減り離婚が増える傾向でさらに 2011 年調査で初めて未婚が死別の数を超えた（赤石 2014:3）。2011 年調査で初めて離婚、未婚、父親の死別、など様々な事情で母子家庭になった場合、手当や助成を受けることができる。児童手当、児童扶助手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、遺族年金、母子家庭・父子家庭の住宅手当、生活保護、ひとり親家族等医療費助成制度、乳幼児や義務教育就学児の医療費助成がある。

子ども手当は所得関係なく中学校修了までの子ども一人につき、月額 1 万 3 千円を父母等に支給するものである。子ども手当の使い方に関する厚生労働省の調査において、全世帯では「子どもの将来のための貯蓄・保険料にあてる」という回答率が高かった。しかし、年収 300 万円未満世帯とひとり親世帯では、「子どもの衣類・服装雑貨費」や「家庭の日常生活費」など子どものために限定された使い道ではなく費目（生活費に費やすなど）への回答率が高くなっている（鷹 2013:27）。子どものために限定された使い道ができないのは、家計に余裕がないからではないか。手当の使い方は様々であるが、手当をどう使うかが問題ではなく、収入の低さが問題なのではないかと考える。子ども手当の支給要件には、子どもを監護し、かつ生計を同じくしていること等となっており、所得制限は設けられていないが所得が多い人が得をしている制度なのではないか。

#### 第2節 働いている母親の援助

母子家庭の金銭面、就学援助、住宅支援についてみていきたい。女性の雇用者が増加しているが、男女の賃金格差は先進国の中でも非常に大きいままであり、正社員比較で女性の賃金は男性の約 70%、さらに女性の非正規労働は続け 2012 年には 57.5%となった。また女性の管理職も増えているが国際的にみてその割合は非常に低い。出産・育

児で退職する女性は多く女性の継続就労率も上がっていない（赤石 2014:5）。もっと会社などで、女性が出産・育児を安心してできるようにまた、会社に戻りやすい環境をつくることも大切なのではないか。昔に比べ男性は働き女性は家庭内のことをするというジェンダーは薄れてきてはいるけれど完全になくなったわけではない。会社側や会社で働いている職員が女性が出産・育児をしやすい雰囲気を作ることや育児休暇の制度を用いることで、晩婚化や少子化問題が少しでも改善されていくし、会社から排除されることもなくなり女性は出産・育児をしても安定した収入をえることができれば、少しでも貧困を減らすことができ社会問題を解決する助けになるのではないか。

### 1) 就学援助

名古屋市では、子どもが、小・中等教育学校に通学するうえで経済的な理由により困っている人に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度が設けられている。近年、就学援助を受ける子どもの人数が1997年度の約78万人から2010年度には約155万人に増え、公立小中学校児童生徒数に占める割合も6.6%から15.3%に増加し、約10年間で人数、割合共に約2倍であるといわれている（鷹 2013:34）。小中学校は義務教育であり学費はかからないが、子どもが学校に通うと給食費や修学旅行費などお金がかかることが多く、特に中学生になるとクラブ活動費、修学旅行費等の出費が増える。よく給食費未納問題の話を耳にするが、収入が少ない母子家庭では、日常生活も十分ではないのに給食費を払うことができない世帯もあって当然だと考える。給食は貧困家庭の子どもにしてみれば、栄養のとれた食事ができる場でもあるのでとても大切な時間である。

### 2) 住居の支援

住居の支援では母子生活支援施設があり、児童福祉法38条に基づいてつくられた施設で18歳未満の子どもを扶養している何らかの事情により子どもの養育が困難な母子家庭の母親と子どもが一緒に入所し、自立を目指す施設である。母と子どもが目標をもって自立できるまでの間、専門職員が生活・就労・子育ての養育相談等のサポートを行いながら総合的に問題解決の相談や助言をおこなっているのが母子生活支援施設である。主に母子家庭の総合的な自立支援を行っているが、夫から妻への暴力、子どもに対しての性的虐待などドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者保護、DV被害者保護において一時保護施設として活用している母子生活支援施設が多くなっており、DV被害者の保護なども行われている。入所者は主に、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより、夫婦と一緒に住むことができない事情があり、養育すべき児童を有している世帯を入所の対象としている。DV被害者の場合、お金を持たずに家をでてしまうことが多い（しんぐるまざー・ふおーらむ 1994:83）。そのため、入所する場合は福祉事務所に行き現在の状況を説明したりする必要がある。

## 第3節 人的支援

人的支援は2つあり1つ目は、ファミリーサポートセンターである。ファミリーサポートセンターは育児・介護の援助を受けたい方と育児・介護を援助したい方を会員として組織化し地域における育児・介護を支援する相互援助の会員組織で活動している。主に育児

ファミリー・サポート・センターで扱う相互援助では、保育施設まで送迎を行ったり、学校の放課後または学童保育終了後に子どもを預けたりできる。2つ目はひとり親家庭生活支援事業で、母子・父子家庭のひとり親家庭で、保護者が病気や怪我をしまい日常生活に支障が生じてしまう場合に、家庭生活支援員をその家庭に派遣し、子どもの保育から食事、買い物、洗濯など日常生活の支援を行ってくれるものである。人的支援を上手に使用することができれば、子どもを1人にするのではなく、少しでも働くことができたり子どもが保育施設や学校で熱をだしてしまった時などに会社を早退したりすることなく仕事ができるというメリットもある。

ひとり親家庭の親が就学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う家庭援助や保育のためのヘルパー派遣、子育て短期支援事業のように病気や仕事のどの場合、育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で最長7日間まで預かる事業などもある。金銭面のサポートも大切だが、精神的心のケアも必要になってくるのではないかと考える。

子どもの学習面では、自分たちの生活で精いっぱいなのに子どもを塾に通わす余裕などないのではないかと。貧困家庭の子どもは一般家庭の子どもに比べて学力に差があると聞いたことがある。それは塾などに通えるか通えないか、参考書が買えるか変えないかによっても変わってくるのではないかと。本来なら学校が勉強を学ぶことが理想だが、予習・わからなかったところの復習のために、塾に通う子どもが多い。

貧困状態にある子どもは学びたくても学べないのか。答えはNOであり貧困の子どもでも、お金をかけずに学ぶことができる。ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣するものや、塾形式または家庭教師形式により実施され利用料金は原則無料、学生等の確保が困難な場合 e-ラーニング形式による実施も可能など、探してみると色々なボランティア団体、NPO 団体がある。

#### 第4節 その他の待遇制度

母子世帯の待遇制度としては3つある。1つ目はJR通勤定期の特別割引で児童扶養手当を受けている世帯の人が、JRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できるものである。2つ目は水道料金・下水道使用料の減免で、8歳未満の子どもを養育している父子・母子家庭で児童扶養手当・生活保護を受けている世帯で申込むことで水道料金・下水道使用料金を減免してもらえる。3つ目は所得税・市府民税の軽減で母子家庭の母、または寡婦の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる。年間の所得が一定額以下の場合、扶養親族がない場合でも寡婦・死別の母子家庭に寡婦控除が適用される。

母子家庭または父子家庭の場合、生活面や子供の教育面でのサポートのため、国民年金の免除というのがある。あくまでも生活が厳しいという家庭の場合に国民年金の保険料納付が免除される。父子家庭であっても免除の対象になるが、圧倒的に多いのが母子家庭である。生活保護を受けている人は国民年金を免除されている場合が多い。母子家庭で国民年金を納めていないという人の中にはお金がなくて納めることができないという人が沢山

いる。ただ長い間未納にしていると、将来年金を受けることができなくなる可能性もある年金を受け取るためには最低でも25年以上は保険料を納付しなければならない。ただ保険料を納めた期間によってもらえる年金の額も異なるが、途中で免除や納付特例を受けた場合は減額される。将来もらえる額は減るが、未納となってももらえなくなるよりよいのではないか。国民年金の全額免除をしてもらうためにかんがりの厳しい条件があるが、全額ではなくても4分の3や2分の1、4分の1で免除をしてもらえることもでき、申請をして少しでも負担を減らすことが必要である。

## 第4章 制度・政策の狭間を埋めるために

### 第1節 貧困の母子に求められる支援

夏休みになるとほとんどの子どもは親とお出かけや旅行に行く世帯が多い。母子家庭の母親も子どもの思い出に残る夏休みにしてあげたい、いつもお出かけできないからその分少しでも遊びに連れていきたいと思うだろう。しかし、その中でもお出かけや旅行に行くとなると人数分のお金がかかる。NPO 団体のシングルマザー家庭の親子で参加できる行事に参加することで少し安いお金で参加することができたり、親子で楽しい思い出をつくることもできる。

地域の人たちが主催する子ども食堂では、栄養バランスの摂れた食事を普段家庭で食べれていない子どもに対して食事の支援を行っている。地域の中でそのような取り組みをすることで、制度・政策の谷間の部分を補うことができるのではないかと。

2つの支援で共通して言えることは、参加することによってシングルマザーでの相談など同じ経験をされた人たちと話すことによって相談にのってもらえたり、苦しいのは自分だけではないと思うことができたり、心もケアにもなっていくのではないかと。

制度・政策だけでは谷間があり、どうしても救うことができない人達が沢山いる。その中で地域のネットワークがとても大切になっていくと考える。

### 第2節 貧困の連鎖

社会的・経済的な問題がそのまま子育てに影響している。学年が高くなるほど増える学用品費や学習塾の費用などの教育費の負担と、将来の進学費用の負担の問題を常に抱えている。大学進学のために計画的に貯金をしたいと考えているが、日々の生活に精一杯の状況で、蓄えることが難しい。クラブ活動などの学校費の費用負担も大きいと、他の子どもと同じようにさせたいと考えている親は多い(田中 2015,127)。経済的理由で子どもがクラブ活動に参加できなければ、その子どもにたとえ才能があったとしても、才能の開花はされることなく終わる。やってみなければわからないこと、やってみて才能が開花することは多い。そのようなチャンスまでも「貧困」は奪ってしまっている。

親と子どもの貧困の連鎖ではお金の連鎖だけではなく、こころの連鎖(こころの貧困)も起こることもある。子どもは親をみている。親が「しんどい」時は子どももしんどいのである。したがって親子関係は繊細で、少しのことで悪化することもある。なかには親の負担をみて、発散できないこともある。家でも学校でも自分をだすことができないので「良い子」になり、やがてストレスを溜めて「しんどく」なった子どもをもった母親もいた(田中 2015,128)。こうしたお金の問題は心の問題へも影響を及ぼす。

### 第3節 解決策

解決策は1つではなく、貧困の要因1つ1つに働きかけることが大切であると考える。生活保護など国の税金で賄われているものやボランティアなどで賄われている子ども食堂や学習支援など挙げれば沢山あるのではないかと。しかし、そのような政策を実際受けることも大切だがそのことばかりに頼ってしまうと自立ができなくなってしまう。

そのために、なにをすることが一番よいのか。母子世帯の生活の安定のために、仕事+育児の両立ができることが1番望ましいことなのではないか。今ある社会資源に頼りっぱなしになるのではなく今ある社会資源少し利用しながらも母親の自立ができるような環境が必要なのではないか。また、国や自治体の経済的支援は大きな助けになるが、何もしないで受けれるものではなく自分で申請を行わなければいけない=自分で助けを求めなければ受けれないものが多い。そのため、国の政策や市町村、NPOなどの団体がどのような政策をしているのかなども知っている必要がある。それらは活用うまく活用することや自ら助けを求めることが必要なのではないかと。

### おわりに

本論文ではひとり親の中でも母子家庭の子どもの貧困が生活していく中でどのような困難な状況に陥っているのか。また親から子どもへの貧困の連鎖について母子家庭を焦点にあて生活していく上で必要な支援や解決策をみつけ、少しでも日本の子どもの貧困率が少なくなることを願い考察を進めた。

第1章では、子どもの貧困に焦点を当てて子どもが生活していく中でどのような困難を抱えているのかについて述べた。子どもの貧困は見えにくいことや、親の経済力と子どもの学力との間に相互関係があることがわかった。

第2章では、母子家庭の母親について述べた。生活をしていく中で働かなくてはならない。子育て+就労の両立は難しいが基本生活保護+αの人もいれば生活保護は受給せずに働く人もいる。さまざまな働き方があることがわかった。

第3章では、母親に対しての生活支援について述べた。母親が1人で子どもを育てていくために、国の政策や人的支援などの支援が沢山あることがわかった。しかし、あまり知られていない制度や活動があるのではないかと。

第4章では、母親と子ども双方の関連性について述べた。貧困なのは子どもだけではなく、親も貧困に陥っているということがわかった。

結論として、ひとり親家庭の現状は深刻なままであるのに対し適切な施策がとられてきたとは言いきれないことがわかった。母親に対しての金銭面の援助は設けられているが、母親が働いている時間の子どもの面倒をみてくれるところは少ない。また、間接的な支援ばかりで直接的な支援が少ないことに気づくことができた。それと同時に金銭面のサポートだけでなく、母親や子どもの心のケアなども同時に行うことが必要ではないかと思う。

子どもにとっての貧困はただ単にお金がないというだけではなく、生きていく上で必要な様々な知識を与えてくれる大人、環境が身近になく豊かな感性を磨くために必要な機会を得ることができなかつたり自分が生きていくにふさわしくないと思うといった状態を指すのではないかと。また、第4章2節より母子家庭の貧困はお金だけの連鎖だけではなくこころの連鎖もあるということがわかった。

完全に子どもの貧困をなくすということは難しいだろう。1つ1つの貧困の要因に焦点をあてた支援を少しずつ行うことや今ある資源を活用することにより、貧困を減らしていき子どもの貧困並びに貧困の連鎖を少しでも食い止めることができるのではないかと考える。

#### 《参考文献》

- 新井直之 2014年『チャイルド・プア 社会を蝕む子どもの貧困』TOブックス  
阿部彩 2010年『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店  
山野良一 2014年『子どもに貧困を押しつける国・日本』光文社  
宮武正明 2014年『子どもの貧困—貧困の連鎖と学習支援』みらい  
水無田気流 2014年『シングルマザーの貧困』光文社  
しんぐるまざあず・ふぉーらむ 1994年『母子家庭にカンパイ!』現代書館  
子どもの希望取材班 2015年『貧困の中の子ども—希望って何ですか—』  
鳶咲子 2013年『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店  
赤石千衣子 2014年『ひとり親家庭』岩波書店  
埋橋孝文, 大塩まゆみ, 居神浩 2015年『子どもの貧困/不利/困難を考えるII』ミネルヴァ書房